

石綿含有産業廃棄物についての許可証の記載に係る取扱いについて

兵庫県では、石綿含有産業廃棄物が取り扱えない場合、許可証に、事業の範囲の品目の後に「石綿含有産業廃棄物を除く」と記載しています。

許可証に、「石綿含有産業廃棄物を除く」という記載がなければ、石綿含有産業廃棄物の取り扱いが可能です。（限定の記載がない場合、「含む」と記載がある場合、いずれも石綿含有産業廃棄物の取り扱いが可能な許可証です。）

区 分	許 可 証 に お け る 記 載
石綿含有産業廃棄物を扱えない場合	次のとおり、品目の後に括弧書きで限定の記載があります。 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く） がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く） ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず （石綿含有産業廃棄物を除く）
石綿含有産業廃棄物を扱う場合	許可日・書換え日が平成 26 年 1 月 1 日前のものには限定の記載はありません。 廃プラスチック類 がれき類 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	許可日・書換え日が平成 26 年 1 月 1 日以降 限定の記載はなく「含む」と記載 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む） がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む） ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず （石綿含有産業廃棄物を含む）

政令市（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市）が行う許可については、各政令市へお問い合わせください。